

・第5編

その他の災害対策編

第1章 雪害対策

農林課、道路河川課、消防本部・署

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

豪雪による災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、道路等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害に強いまちづくりを推進する。また、雪崩危険箇所については、雪崩防止に努めるとともに、雪崩発生時に備えた避難体制の確立を図る。

第2 主な取組み

- (1) 降雪時に速やかに除雪作業が実施できるよう、職員動員体制、機械器具等の整備に努め、除雪体制の強化を図る。
- (2) 雪崩発生危険箇所の把握を行い、森林造成等により雪崩の未然防止を図るとともに雪崩発生に備えた避難体制の確立を図る。
- (3) 雪害に関する知識について、住民に対して普及・啓発を図る。

第3 計画の内容

(1) 道路交通の確保

ア 市、県及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

イ 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

ウ 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。

(2) 除雪体制の整備

豪雪等に際し、道路交通網を確保するため、速やかな除雪活動が実施できるよう職員動員体制について整備を図る。

除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を図る。

市は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

(3) 雪崩対策

ア 雪崩災害防止措置

雪崩発生危険箇所の把握を行い、雪崩発生の危険のある地域については、雪崩防止を目的とした森林造成、雪崩防止施設の設置等により、雪崩災害の未然防止策に努める。

[資料11-12] 雪崩危険箇所

[資料11-13] 雪崩危険箇所位置図

イ 避難警戒体制の確立

(7) 避難指示体制

雪崩が発生するおそれがある場合に、迅速かつ適切な避難指示等を行えるような基準及び伝達方法について定め、避難計画を確立する。

(4) 避難活動体制

避難のための立ち退きの万全を図るため、避難場所、経路及び心得等についてあらかじめ住民への周知を行う。

(4) 情報の伝達体制の整備及び雪害等に関する知識の普及・啓発活動

気象警報等の伝達は、第2編第2章第1節「災害直前活動」に基づき実施する。

ア 降雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、市報や同報系防災行政無線、コミュニティFM放送（FMぜんこうじ）等を通じて住民に広報を行うとともに、防災マップ等により雪崩危険箇所等の周知を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及を図る。

イ 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及等を図る。

(5) 融雪対策

融雪期においては、河川水量の増加、地盤のゆるみ等による土砂災害が発生する危険性があるため、警戒を要する気象状況等の把握に努め、速やかな緊急点検の実施体制を整える。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、気象警報・注意報等の情報収集により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

また、除雪活動により交通機能の確保を図るとともに、必要により住民に対し雪下ろしを督促し、家屋倒壊等を防止する。

なお、雪崩が発生し、又は発生するおそれがある場合は、危険箇所を把握し、避難指示等により住民の安全を確保する。

第2 主な活動

- (1) 気象警報・注意報等の情報収集を行い、災害を未然に防止するための活動を実施する。
- (2) 降雪時の交通を確保するため、必要に応じ除雪班を組織し、除雪活動に当たる。
- (3) 大雪時には、家屋倒壊を防止するため、必要により住民に雪下ろしを督促するとともに、必要に応じこれを支援する。
- (4) 雪崩が発生し、又は発生するおそれがある場合は、危険箇所の調査を実施し、状況を把握するとともに避難指示により、安全な避難収容を行う。

また、危険箇所には応急工事を実施する等、適切な措置を講ずる。

第3 活動内容

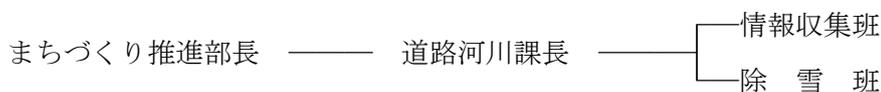
(1) 情報収集

気象警報・注意報等の情報収集は、第2編第2章第1節「災害直前活動」に基づき実施する。

(2) 除雪対策

降雪時における交通の確保を図るための除雪対策は、次のとおりとする。

ア 除雪対策の組織



[名簿-16] 除雪職員配備計画

イ 配備体制

(7) 待機

除雪が必要となるときは、あらかじめ必要人員を待機させる。

(4) 出動

除雪作業は、出動命令により出動し、出動時間は基地により異なるが、通勤通学並びにバスの運行に間に合うように除雪が完了するよう配慮する。

(7) 配備

区 分	配 備 の 基 準
第1配備	東地区に5～10cm以上の降雪があった場合
第2配備	市内（東地区を除く。）に5～10cm以上の降雪があった場合
第3配備	市内に30cm以上の降雪があった場合

(エ) 除雪作業

- a 除雪作業中は、晴天、曇天にかかわらず前照灯を点灯し、看板をつけて作業するとともに、事故のないよう十分配慮する。
- b 作業中は、路側の屋根、工作物、消火栓、道路の構造物及び舗装路面等の破損に注意する。
- c 常に燃料の確保、除雪機械の維持補修に努め、作業不能とならないよう配慮する。

ウ 除雪路線の緊急順位

- (ア) 東地区の幹線1級路線
- (イ) 東地区の幹線2級路線
- (ウ) 東地区のその他の路線
- (エ) 旧市内幹線1・2級路線
- (オ) 旧市内その他の路線

エ 除雪機械の配置

除雪機械の配置は、次のとおりとする。

区 分	除雪機械の名称及び数
東地区	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪ドーザー 4台（市所有3台、民間所有1台） ・小型除雪機 14台 ・凍結防止剤散布機・車 各2台（旧市内地区含）
旧市内地区	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪ドーザー 6台（市所有1台、民間所有5台） ・除雪グレーダ 3台（市所有1台、民間所有2台） ・小型ロータリー除雪車 1台 ・小型除雪機 11台 ・トラック 2台
峰の原地区	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪ドーザー 2台（市所有1台、除雪組合所有1台） ・ロータリー除雪車 1台 ・スノープラウ付凍結防止剤散布機積載車 1台 ・小型除雪機 3台

市所有の除雪機械のほか、市内建設業者、峰の原高原除雪組合に委託して実施する。排雪等で不足が生じる場合は、須坂市建設業協会、市内建設業者の応援を求める。このためあらかじめ各機関に応援の承諾を得ておく。

オ 消防団の出動と住民の除雪協力

(7) 消防団の協力

市長は、除雪に当たり必要があるときは、消防団員の出動を要請する。

(i) 住民の協力

住民は、市が行う除雪、排雪に進んで協力する。

カ 除雪対策の協議

市長は、迅速かつ的確に除雪作業ができるよう、あらかじめ関係機関と除雪業務路線の責任分担、路線の確保、除雪機械の配置などについて協議するとともに、土木関係団体及び消防団等に対し、応援体制について協力を求める。

(3) 家屋等除雪対策

市は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促するとともに、必要に応じ支援を行うよう努める。

市は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行う。

(4) 雪崩対策

ア 事前対策

気象条件等により雪崩の発生の危険が予想されるときは、専門技術者等による危険箇所の調査を行い、危険性が高いと判断されたときは、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、必要に応じて警戒区域の設定や避難指示をする等適切な措置を講じ、被害軽減に努める。

イ 避難収容対策

(7) 避難誘導にあたっては、住民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に関する情報を提供する。

(i) 指定避難所の開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

ウ 雪崩発生時の対策

雪崩災害が発生した場合は、関係機関と連携を図り、早急に被害調査や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施する。

第2章 鉄道災害対策

総務課、消防本部・消防署ほか

本章において災害とは、災害対策基本法及び同法施行令の規定に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

第2 主な取組み

- (1) 県、市、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良のため必要な対策を講ずる。
- (2) 県、市及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を講ずる。
- (3) 県及び市は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置をとる。
- (4) 県、市及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- (5) 県、市及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。
- (6) 県、市及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立を図る。
- (7) 県、市、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。

第3 計画の内容

- (1) 踏切道の保守・改良
踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努める。
 - ア 踏切道の立体交差化
 - イ 踏切道の構造の改良
 - ウ 踏切保安設備の整備
- (2) 鉄道施設周辺の安全の確保
県及び市は、大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講ずる。
- (3) 被害の拡大を防止するための事前の措置
県及び市は、主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災

害対策等を重点的に実施する。

(4) 情報収集・連絡体制の整備

ア 県、市及び鉄道事業者は、事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておく。

イ 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立する。

(5) 救助・救急・消火活動のための体制の整備

市は、第2編第1章第6節「救助・救急・医療計画」及び第2編第1章第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。

(6) 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

ア 市は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

イ 市は、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておく。

(7) 緊急輸送活動のための体制の整備

県、市及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定める。

第2 主な活動

- (1) 鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集し、関係市町村及び関係機関に円滑かつ迅速に伝達する。
- (2) 大規模鉄道事故発生直後の人的被害等の第1次情報、一般被害情報及び応急対策の活動情報等については、各関係機関が速やかにこれを調査・収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに伝達する。
- (3) 県及び市は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、被害の規模等により必要に応じて、応援を要請し又は応援を実施する。
- (4) 県及び市は、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、自衛隊に災害派遣を要請するた

めの手続をとる。

- (5) 県、市及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。
- (6) 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- (7) 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

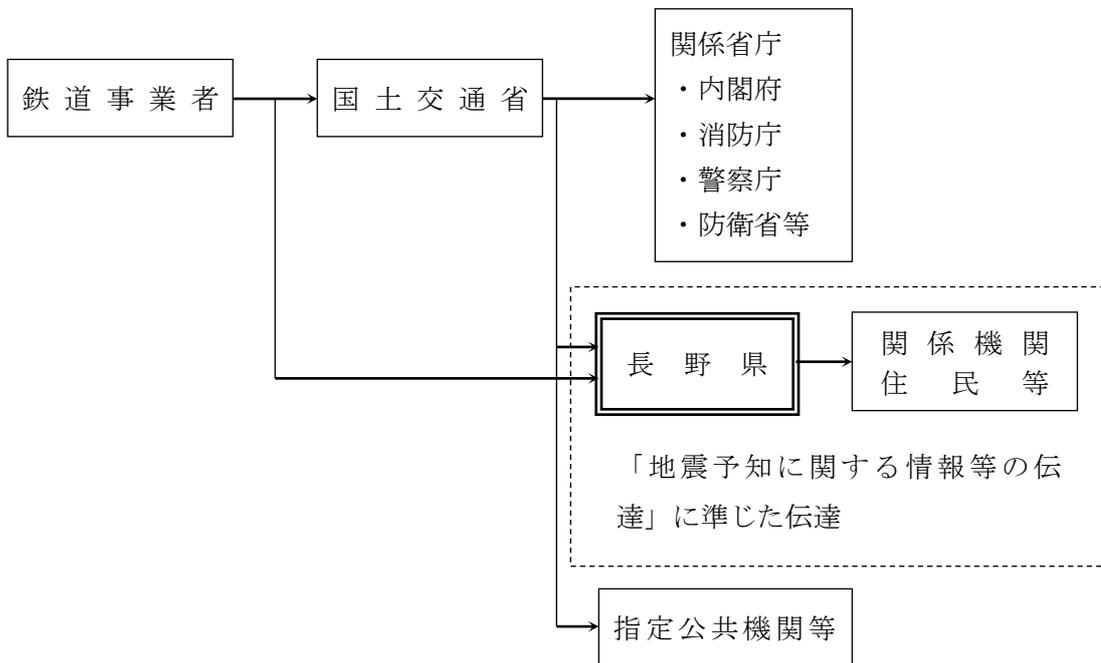
第3 活動の内容

- (1) 鉄道事故情報等の連絡

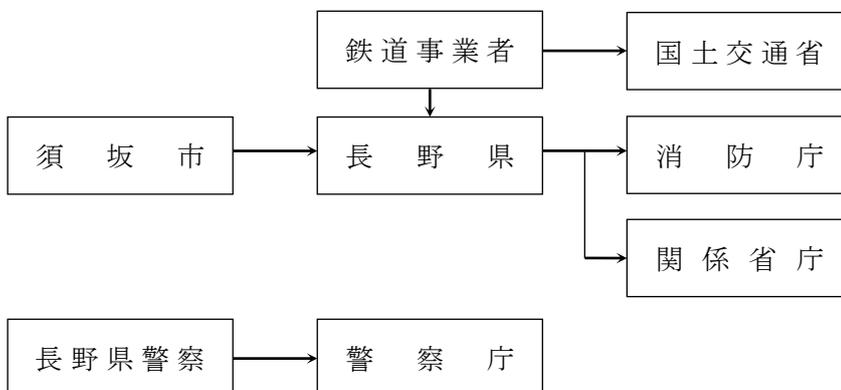
ア 伝達系統は次のとおり。

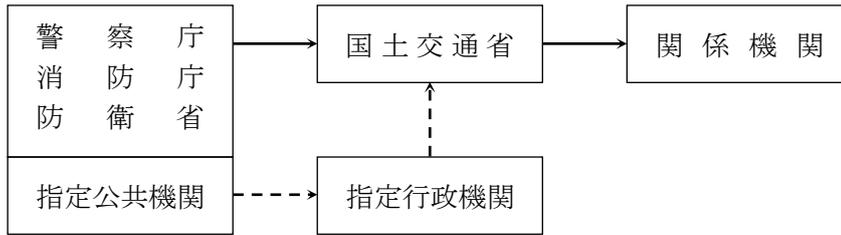
鉄道災害における連絡体制

- (7) 鉄道事故情報等の連絡



- (4) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

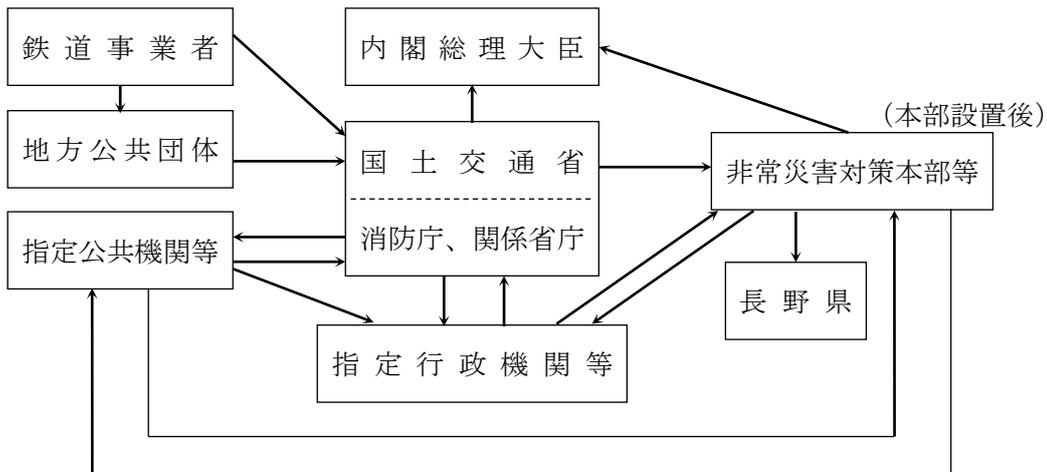




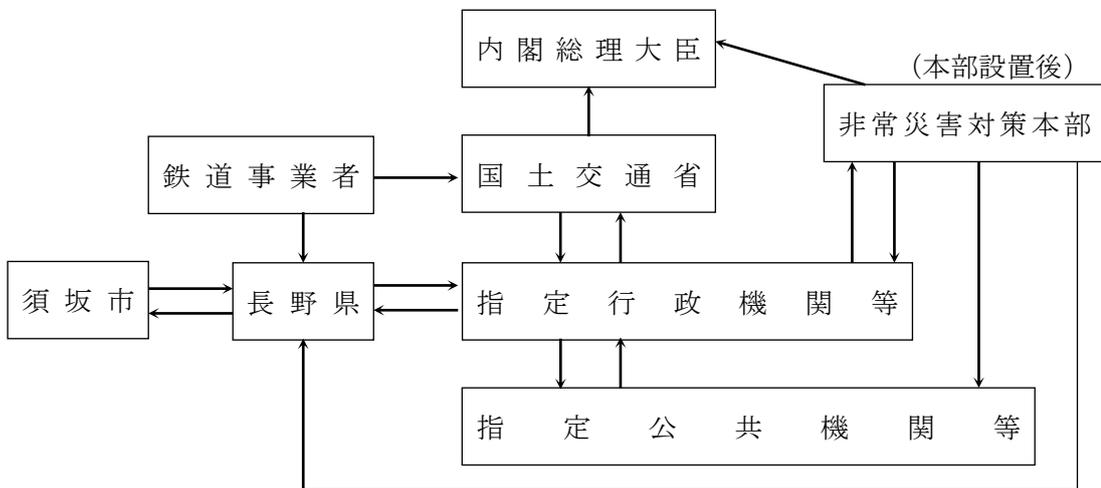
大規模な場合

(-----> は、指定公共機関の場合)

(7) 一般被害情報等の収集・連絡



(8) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

イ 県、市及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合う。

ウ 発見又は連絡に基づき、県及び市はただちに、警戒体制の強化、避難指示の発令、避難

誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置をとる。

(2) その他各種情報等の収集・連絡

事故発生直後の第1次情報、一般被害情報及び応急対策活動情報等についての伝達系統は、「鉄道災害における連絡体制」のとおり。

(3) 広域応援体制

ア 県及び市は、鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他県・他市町村に応援を求める。

イ 他県・他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

(4) 自衛隊派遣要請

市は、鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

(5) 救急・救助・消火活動

市は、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第2編第2章第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急消火活動を実施する。

(6) 被災者家族、一般住民等への情報伝達活動

県、市及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

第3章 道路災害対策

道路河川課、消防本部・消防署

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった大規模な災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動を推進する。

第2 主な取組み

- (1) 自然災害や事故等で生じる道路（橋梁等を含む。）の機能障害を最小限に抑えるよう関係機関との連携の強化を図る。
- (2) 道路（橋梁等を含む。）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の把握・改修に努め、道路（橋梁等を含む。）の整備を図る。

第3 計画の内容

- (1) 道路（橋梁等を含む。）の自然災害・事故等に対する安全性の確保
道路整備計画により、自然災害・事故等の災害に対する安全性に配慮した整備を行う。
- (2) 災害応急体制の整備
自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む。）が被災した場合は、速やかに応急復旧活動や交通の確保を図る必要があるが、市のみでは対応が遅れるおそれがあるため、関係機関との協力体制を整備する。
- (3) 関係者への的確な情報伝達体制の整備
道路事故等に関する情報の伝達体制の整備を行う。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

自然災害・道路事故等が発生した場合、迅速に被害状況を把握し、負傷者の救急・救助活動を行う。また、必要に応じ、う回路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限にとどめるとともに、応急復旧工事を行う。

第2 主な活動

- (1) 自然災害・事故等による道路（橋梁等を含む。）の被害について、速やかに警戒巡回を実施し、的確に被害状況等を把握するとともに、関係機関との連携を図る。
- (2) 情報不足による混乱及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。
- (3) 道路施設に被害が生じたときは、速やかに交通規制を実施し、安全を確保するとともに、う回路を選定し、代替交通機能を確保する。
- (4) 市による応急復旧が困難な場合は、応援協定により応援要請を行う。
- (5) 負傷者等の救急・救助活動を実施する。

第3 活動の内容

- (1) 情報の収集連絡・被害状況の把握
災害情報の収集・連絡活動を迅速に行い、被害拡大防止を図るため、道路利用者への情報提供に努める。
- (2) 救急・救助活動
道路災害が発生した場合の救助・救急活動は、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」により実施する。
- (3) 応急活動の実施
 - ア 自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を行い、被害を最小限にとどめるとともに、二次災害を防止するため交通規制等を実施する。
 - イ 道路の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、応急復旧を行い、交通の確保に努める。
- (4) 関係機関の協力体制確立
関係各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を整備する。

第4章 危険物等災害対策

生活環境課、消防本部・消防署

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- (1) 危険物等関係施設における安全性の確保を図る。
- (2) 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- (3) 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第3 計画の内容

- (1) 危険物施設の安全性の確保

ア 規制及び指導の強化

- (ア) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たり、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう設置者（申請者）に対し指導を行う。
- (イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて改修・改造・移転等の指導、助言を行い安全性の向上を図る。
- (ウ) 立入検査等の予防査察においては、次に掲げる事項を重点的に実施する。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

イ 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等を含めた安全管理状況

イ 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

- (2) 危険物等関係施設の災害応急体制の整備

ア 化学的な消火、防災資機材の整備促進

多様化する危険物災害に対応する化学消防力の確立を図り、危険物施設管理者に対して、あらかじめ事故発生時及び災害時における災害防止対策に必要な資機材の調達、備蓄

を行うよう指導する。

イ 警察署との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更許可をした際は、必要により警察に対しその旨連絡し連携を図る。また、災害発生時の住民の避難誘導方法についても十分な連携を図り対応する。

(3) 危険物等大量流出時における防除体制の整備

危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

危険物等施設に大規模な事故（タンクローリー等横転事故も含む。）が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

- (1) 効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。
- (2) 危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。
- (3) 負傷者が発生した場合は、救助・救急活動を実施する。
- (4) 危険物等が河川へ大量流出した場合は、被害の拡大防止を図る。

第3 活動の内容

(1) 災害情報の収集、連絡活動

人的被害、火災の発生状況等の情報収集は、第2編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」に基づき実施する。

(2) 危険物施設応急対策

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる（消防法第12条の3）。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

(7) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合は、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等を行う。

(4) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(7) 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

(5) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

c 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

エ 消防機関による活動内容

(7) オイルフェンス、積土のうによる流出危険物の拡大防止

(4) 消火活動及び延焼防止

(7) 避難もしくは避難の指示等

(5) 周辺住民に対する広報

(3) 危険物等の種類に応じた応急対策

毒物・劇物保管貯蔵施設等については、第2編第2章第21節「危険物施設等応急活動」により実施する。

(4) 救助・救急活動

負傷者等が発生した場合は、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」により、救助・救急活動を行う。

(5) 危険物等の大量流出に対する応急対策

危険物等が河川等に大量流出した場合は、危険物等の除去及び環境の監視を行い、周辺住民への影響を最小限に抑えるため次の活動を行う。

ア オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物の除去活動及び流出拡大防止措置

イ 飲料水汚染のある場合は、水道事業者と連携して水道使用者、井戸水使用者に対し広報を行う。

第5章 大規模な火事災害対策

総務課、政策推進課、文化スポーツ課
道路河川課、まちづくり課、消防本部・消防署

第1節 災害予防計画

第1 災害に強いまちづくり

(1) 基本方針

建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性がある。このため大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、火事災害に強いまち（都市）づくりを行う。

(2) 主な取組み

- ア 大規模な火事災害に強いまち（都市）づくりを推進する。
- イ 火災に対する建築物の安全化の推進を図る。
- ウ 大規模な火事災害が発生した場合の消防活動について、あらかじめ計画を定める。

(3) 計画の内容

ア 大規模火災に強いまちづくり

市は密集市街地等の地域の特性に配慮しつつ、大規模火災に強いまち（都市）づくりを行う。

- (ア) 総合的、広域的な計画の作成に際しては、大規模火災から市の地域及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 都市公園計画等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。
- (ウ) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。
- (エ) 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集市街地整備法）」に基づき、防災上危険な密集市街地について、防災機能の確保等、整備を総合的に推進する。

イ 火災に対する建築物の安全化

- (ア) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災予防に努める。
- (イ) 防火対象物の関係者に対し、消防法による防火対象物の用途等に応じたスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及び避難訓練の実

施を促進する。

- (7) 文化財の所有者又は管理者に対し、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

ウ 消火活動の計画

大規模な火事災害の発生時における消火活動は、第2編第1章第7節「消防・水防活動計画」により実施する。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 基本方針

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

(2) 主な取組み

- ア 救助・救急用資機材の整備
- イ 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
- ウ 消火活動の計画
- エ 避難誘導計画の整備

(3) 計画の内容

ア 救助・救急用資機材の整備

(7) 市が実施する計画

- a 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。

その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

- b 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

イ 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が、適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(7) 市が実施する計画

a 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- (a) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
- (b) 最先到着隊による措置
- (c) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- (d) 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- (e) 各活動隊の編成と任務
- (f) 消防団の活動要請
- (g) 通信体制
- (h) 関係機関との連絡
- (i) 報告及び広報
- (j) 訓練計画
- (k) その他必要と認められる事項

b 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

c 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

ウ 消火活動の計画

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

(7) 市が実施する計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

a 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規

模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。さらに、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。

b 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

c 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

d 火災予防

(a) 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

(b) 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防

消防の一層の強化を図る。

(c) 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

- 可燃物と酸化剤の混合による発火
- 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

e 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防衛地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定める。

f 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

エ 避難誘導計画

市は、大規模な火事災害時等における避難誘導に係る計画をあらかじめ定める。

(7) 市が実施する計画

- a 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。また防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置をとる。
- b 市は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定する。なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

大規模な火事災害の発生時においては、建築物の直接的な被害とともに二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

第2 主な活動

- (1) 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動を行う。
- (2) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を行う。

第3 活動の内容

(1) 消火活動

ア 消火活動関係

(7) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(4) 情報収集及び効率的部隊配置

火災の発生状況及び被害状況の速やかな情報収集を行い、重点的、効果的な部隊の配置を行う。また、消防力の効率的な運用を図り、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(7) 応援要請等

自らの消防力で対処できない、又は対処できないと予測される場合は、応援要請を第2編第2章第4節「広域相互応援活動」により行う。

イ 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急活動の需要が増大し、かつ、広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び関係機関との連携を図るとともに、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

(2) 避難誘導

建築物の管理者等は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を行う。

第3節 災害復旧・復興計画

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進にあたり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第1 基本方針

大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成し、体制を整備する。

第3 活動の内容

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

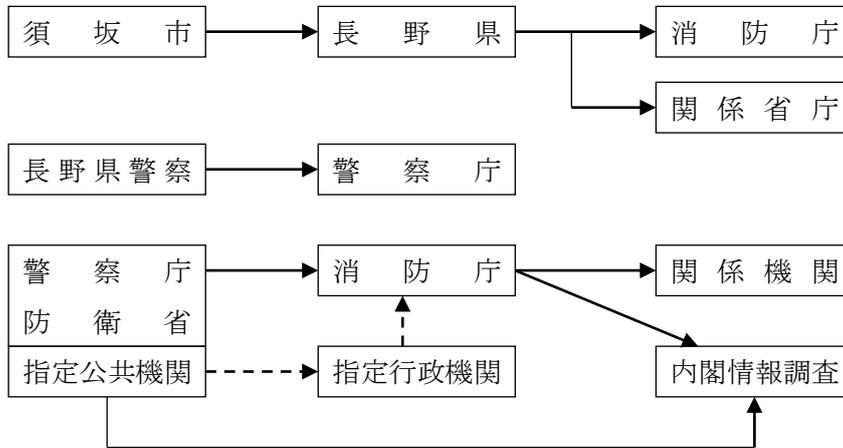
また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

(1) 市が実施する対策

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

大規模な火事災害における連絡体制

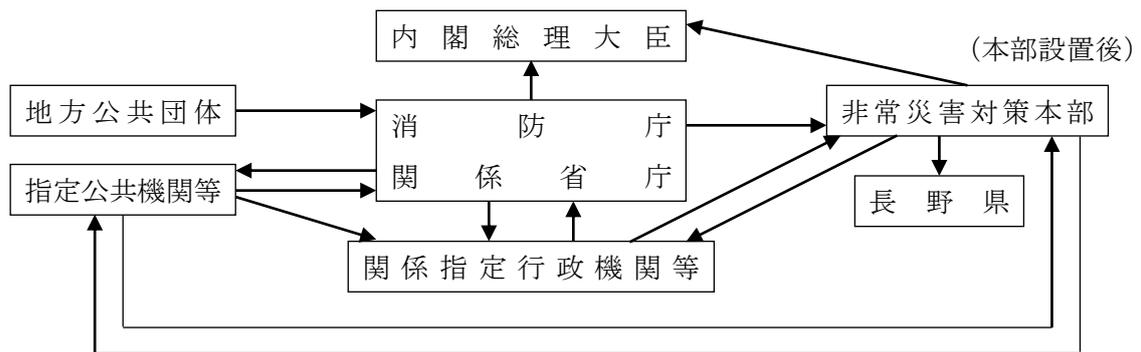
(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



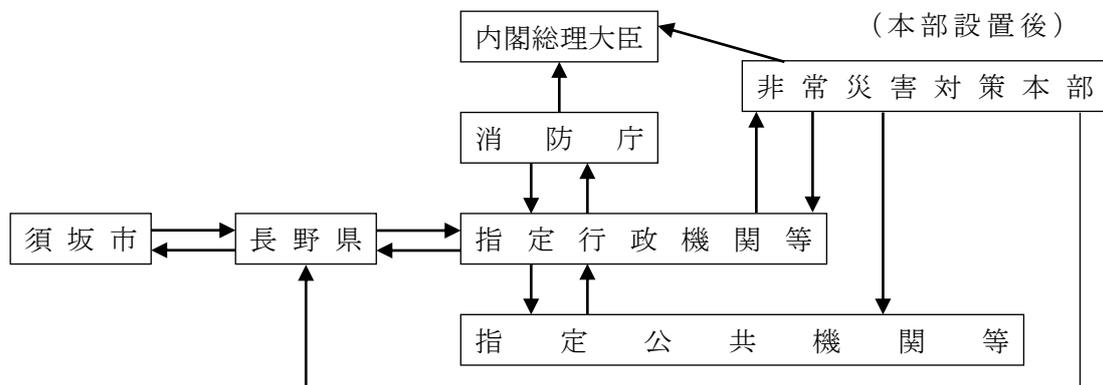
大規模な場合

(-----> は、指定公共機関の場合)

(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

第6章 林野火災対策

農林課、消防本部・消防署

第1節 災害予防計画

第1 林野火災に強い地域づくり

(1) 基本方針

林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損する火災をいうが、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

なお、管内の山林面積は広大であるため、予防広報の実施及び関係機関との連絡体制を確立し、林野火災の発生防止と被害の軽減を図る。

(2) 主な取組み

ア 林野火災対策計画を確立する

イ 予防対策の実施

(3) 計画の内容

ア 林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

関係機関と連携をとり、林野火災対策計画の確立を図り、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施設の状況等を検討する。

イ 予防対策の実施

(7) 地域住民に対する予防広報

市報、同報系防災行政無線、(株)Goolight、コミュニティFM放送（FMぜんこうじ）、パンフレット、ポスター及び標識板の設置並びに消防署の広報車等による巡回広報を行う。

(4) 観光地及び密集地周辺の山林における予防広報

観光客、山菜採り等の入山者には、前項に準じた予防広報を行う。

(5) 林業従事者等に対する予防指導

森林組合及び林業従事者に対しては、作業火、たき火及び喫煙等と林業機材による火災防止の予防指導を行う。

(6) 山林所有者及び管理者に対する予防指導

以下の予防指導を行う。

a 植林等の作業地における防火

b 火入れに当たっての許可、届出の励行

- c 火災多発期における見回りの強化
- d 火災警報発令時における火の使用制限
- e 火の後始末の徹底
- f 防火線・防火樹帯の設置
- g 自然水利の活用による防火用水の確保
- h 消火のための水の確保等

(オ) 防火パトロール

異常乾燥、強風等の異常気象時には特に警戒体制を強め、広報車又は消防車等による防火パトロールを行う。

(カ) 関係機関による連絡体制整備

隣接する市町村及び山林関係機関との連絡体制を緊密化し、組織的な活動体制を整備する。

ウ 初期消火資機材の整備

林野火災の消火に必要な次の資機材を整備する。

- (ア) 小型動力ポンプ
- (イ) 組立水槽
- (ウ) 携帯用無線機
- (エ) 刈払機
- (オ) 背負い式水のう
- (カ) チェーンソー
- (キ) 鎌
- (ク) なた
- (ケ) スコップ
- (コ) のこぎり
- (サ) その他

エ 応援協力体制の確立

火災が大規模化し、市の消防力では対応が困難な事態に備え、長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の効果的運用が図れるよう、応援要請体制を確立する。

また、他市町村からの応援要請に際しての応援体制についても確立する。

第2 林野火災防止のための情報の充実

(1) 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報、注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

(2) 主な取組み

ア 気象に関する情報の収集体制の整備に努める。

イ 関係機関からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(3) 計画の内容

ア 気象情報の収集体制の整備

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ的確に収集できる体制の整備に努める。

イ 林野火災関連情報の収集体制の整備

林野火災の発生しやすい時期において、広報車、県警ヘリ等により林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 基本方針

林野火災が発生した場合は、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行う。

(2) 主な取組み

ア 情報収集体制及び関係機関の相互間等の連絡体制の整備を図る。

イ 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。

ウ 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。

エ 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

(3) 計画の内容

ア 情報の収集・連絡関係

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じヘリの要請、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

イ 災害応急体制の整備関係

(7) 職員の参集等活動体制の確認を行うものとする。

(4) 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

ウ 消火活動関係

(7) 消防本部・署、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

(4) 空中消火の際に基地として使用するグラウンド及び取水用河川、用水、池等の利用可能状況を把握する。

(7) 大規模な林野火災に対処するため、県消防防災ヘリコプターの要請体制を整備する。

エ 防災関係機関等の防災訓練の実施

(7) 消防本部・署、消防団及び自主防災組織と訓練を通じ連携強化を図り、また、消防水利の確認、消防資機材の点検・整備等を実施し、消防体制を強化する。

- (4) 消防職員、消防団員等を対象とした、空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等を行い、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第2 主な活動

- (1) 気象状況等により、林野火災の発生のおそれがある場合は、警戒活動を実施する。
- (2) 林野火災に際しては、現場指揮本部等を設置し、関係機関との連携のもと消火・拡大防止活動を行う。

第3 活動の内容

(1) 林野火災の警戒活動

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防の広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

ア 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について、事前に消防本部と十分協議する。

また、火入れの場所が、隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限

(7) 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

(4) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置をとる。

(7) 火災警報の住民及び入林者への周知は、同報系防災行政無線、打鐘、サイレン、掲示標、コミュニティFM放送（FMぜんこうじ）、広報車等により実施する。

(2) 林野火災の情報収集

林野火災の状況について迅速かつ的確に情報収集するため、関係機関相互の連絡体制を確保する。

ア 消防防災ヘリコプターによる偵察の要請

イ 災害現場への職員の派遣

(3) 林野火災の防ぎょ活動

林野火災の防ぎょ体制の基本は、人命の安全を第一とし、地形、立木の状況、気象条件、林道、水利状況等を総合的に判断して防ぎょ方針を決定する。

ア 現場指揮本部の設置と要領

火災の状況により現場指揮本部を設置し、次により消防活動を実施する。

(7) 現場指揮本部の設置

消防長等は、付近一帯が見渡せる風横又は風上の高地で電波障害の少ない場所に現場指揮本部を設置し、指揮本部旗等によって標示する。

(i) 消防無線の活用

林野火災の防ぎょ活動は、広範囲にわたり、しかも地形等の起伏が著しいので情報収集、指揮命令の徹底のため消防無線その他無線通信を次のとおり活用する。

- a 現場指揮本部は、無指向性アンテナを設置して消防本部と前進指揮所との指揮命令及び通信連絡をする。
- b 通信中継隊を必要に応じて要所に設置し、全ての無線通信を傍受して、必要事項を現場指揮本部及び消防本部に中継する。
- c 長時間の防ぎょ活動に際しては、予備電源を確保する。

(7) 現場指揮本部の編成

現場指揮本部	現場指揮本部係員	出 動 隊
本部長 消防長	指揮統制班 (本部 警防課)	消火隊 (消防署・消防団)
副本部長 消防団長	通信記録班 (本部 警防課)	防火線隊 (消防署・消防団)
消防次長 消防署長	状況調査班 (本部 予防課)	飛火警戒隊 (消防署・消防団)
総務課長	補給班 (本部 総務課)	連絡隊 (消防署・消防団)
予防課長	前進指揮所 (本部長が指名した者)	補給隊 (消防署・消防団)
警防課長		応援隊誘導隊 (消防署・消防団・地元区)
本部付 地元区長		
関係者		

(エ) 任務

現場指揮本部の任務は、次のとおりとする。

a 指揮統制班

- (a) 消防隊、救急隊及び救助隊の守備範囲の検討と指示
- (b) 交代要因の確保及びローテーションの指示
- (c) 予想される状況変化に応じた防ぎよ活動の検討
- (d) 応援要請
- (e) 関係機関との連絡事項
- (f) その他必要事項

b 通信記録班

前進指揮所・出動部隊及び関係機関とを結び通信連絡を行い、災害経過等を記録する。

c 状況調査班

火災の現況に応じて、延焼方向、入山路の状況、水利の有無等防ぎよ上必要な事項を調査する。

d 補給隊

各出動隊に対する資器材・食糧・燃料の調達等を行う。

e 前進指揮所

- (a) 消防隊の活動が広範囲にわたる場合は、各ブロックごとに設置する。
- (b) 風上・風横側で火面が見渡せ、かつ、通信体制を考慮する。
- (c) 前進火災の警戒防ぎよ活動の指揮統制をする。

(㊦) 動隊の任務と隊員数

a 消火隊

1 隊 5～10名、隊数は火災規模による。

b 防火線隊

1 隊約10名、隊数は防火線延長による。

c 飛火警戒隊

1 隊約 5 名、風下側に配置する。

d 補給隊

1 隊 2～3 名、消防隊の数による。

e 応援隊誘導隊

1 隊 2～3 名、応援隊の数による。

(4) 消火活動

ア 注水による消火

林野火災の消火は、一般火災と同様、注水による消火が最も有効であるが、火災状況、山林の高低、勾配、植生、道路及び水利状況等が多様なため、ポンプ車、小型動力ポンプ、背負い式水のう等を効果的に使用し、山林の実態に応じた消火を行う。

イ 水利の確保

林野火災の多くは水利の確保が困難であるため、水利の設置、運搬、補給体制を定めておく。

ウ 叩き消し、土かけによる消火

叩き消し、土かけによる消火は、次に掲げるとおりとするが、完全消火までに長時間を要し、体力の消耗が激しく残火の危険性も高いため、地勢、気象、火災、山林状況等を判断し、再燃防止に配慮する。

(7) 叩き消し

地表火で火力が弱い時は、燃えにくい広葉樹の葉のついた枝木又は叩き消し用具を用いて直接叩き消す。

(イ) 土かけ

スコップ、鍬等を使用して燃焼実体に直接ふく土し、又は土中に埋めて消火する。また、可燃物を土で覆うか土中に埋める。

エ 防火線の設定

(7) 伐開防火線

稜線に沿った背面、通路、溪線に設ける防火線とし、立木の伐開、低木、雑草類を刈り払いし、防火線外へ除去する。

a 幅は火先に突破されない幅で、樹高の2倍以上、草丈の10倍以上とする。

(おおむね10mから50m)

b 燃焼面の上部を避け、火流の前線より風下では200mから300m以上、風横では15mから30m以上離れた位置に設ける。

(イ) 剥取（はぎとり）防火線

原野に接する林縁、伐採跡地に設ける防火線とし、低木雑草類の刈り払い落枝、落葉等の可燃物を幅10m以上にわたり剥ぎ取り除去する。

(ウ) 掻起線

a 壮令林の林内又は林縁に設ける防火線とし、唐鍬又は鉄熊手等を使用して幅10m以上にわたり表土が露出するまで掻き出す。

b 林縁に設ける防火線とし、道路、溪線、掻起防火線その他を拠点に、風下拠点から徐々に行い、その巾を漸次拡大する。

オ 迎え火

火勢が強く、延焼拡大が盛んで他に適当な消火手段がないときは、火災の延焼方向の前方において火を放ち、主火流に合流させて火災を鎮滅させる。なお、これは、消火活動の最終手段である。

カ 残火処理

林野火災における堆積可燃物等の残り火は、長時間にわたってくすぶり続け、風により火の粉をまき散らし、再燃の危険があるので、次の要領で残火処理を行う。

(7) 全消防隊が残火処理の担当区域を明確にして行い、終了後は現場指揮本部長に報告する。

- (イ) 残火処理は風下側の延焼阻止線付近を最優先とし、他は延焼範囲の外周から順次中心部に向かって処理する。
 - (ロ) 堆積可燃物の処理に当たっては、注水可能なときは十分に水を浸潤させ残火の掘り返しを併用して消火する。注水が十分に行えないときは、背負い式水のう、簡易消火器具の活用を図るとともに土かけ等によって窒息消火する。
 - (ハ) 立木の樹幹内に火が残っているときは、注水又は伐倒して確実に処理する。
 - (ニ) 残火処理が終了し、現場指揮本部を解散した後も、地元消防団が残留し、警戒巡視並びに応急措置を行う。
- (5) 救急救護活動
第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」により実施する。
- (6) 住民等の避難
第2編第2章第12節「避難受入及び情報提供活動」により実施する。
- (7) 空中消火の要請
林野火災で空中消火が必要な場合は、第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」により実施する。
- (8) 二次災害の防止活動
林野火災により荒廃した箇所においては、その後の降雨等により倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、危険箇所について速やかに調査を行い、これらによる二次災害の発生防止等に努める。
また、県が行う緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第3節 災害復旧計画

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第3 活動の内容

- (1) 事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。
- (2) 寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

第7章 航空災害対策

総務課、政策推進課、健康づくり課
医療保険課、消防本部・消防署

第1節 災害予防計画

第1 基本方針

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、非常時の職員参集・情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資器材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

第2 主な取組み

- (1) 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。
- (2) 非常参集体制の整備及び関係機関の連絡体制をあらかじめ整備する。
- (3) 消防・医療機関は救急救助用の資器材の整備、医療資器材の備蓄等に努める。
- (4) 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

- (1) 情報の収集・連絡体制の整備
 - ア 県・市及び航空運輸事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。
 - イ 住民から消防機関を通じ入った災害情報を、関係機関へ伝達する方法等をあらかじめ定めておく。
- (2) 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制
 - ア 県・市及び航空運輸事業者は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。
 - イ 職員による迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じて見直しを行う。
 - ウ 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、第2編第1章第5節「広域相互応援計画」に定めるとおり、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行う。
- (3) 救急救助用の資器材の整備、医療資器材の備蓄

- ア 県、市、医療機関等の救助、救急関係機関は、各種活動を迅速、的確に実施するため、必要な資機材の整備に努める。
 - イ 市は救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (4) 関係者への的確な情報伝達活動
第2編第1章第22節「災害広報計画」に準じて体制を整備する。

第2節 災害応急対策計画

第1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限にとどめることを目的とする。

第2 主な活動

- (1) 県・市及び航空輸送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。
- (2) 県及び市は、応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。
- (3) 職員の非常参集、情報収集連絡体制を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。
- (4) 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援を行う。
- (5) 関係機関等の協力を得て医療活動を実施する。
- (6) 一般住民に対する情報伝達活動を的確に実施する。

第3 活動の内容

- (1) 情報の収集及び報告
 - ア 県及び市は、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。
 - イ 市は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに長野地域振興局へ連絡する。
- (2) 応急活動対策の情報収集
 - ア 県及び市は、応急対策の実施状況について相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について随時国土交通省または非常災害対策本部に対して連絡を行う。
 - イ 市は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。
- (3) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置
 - ア 発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確

立のために必要な措置をとる。

イ 第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。

(4) 広域応援体制への早期対応

被害規模により、当市の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」に定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

(5) 捜索、救助・救急及び消火活動

ア 県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関においては速やかに非常備消防団と連携した捜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

イ 災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるところにより救助・救急活動及び消火活動を実施する。

ウ 災害の規模等により、広域応援の実施が必要と認められる場合は、前述したとおり、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」に定めるところにより要請を行うものとし、必要に応じて第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより要請する。

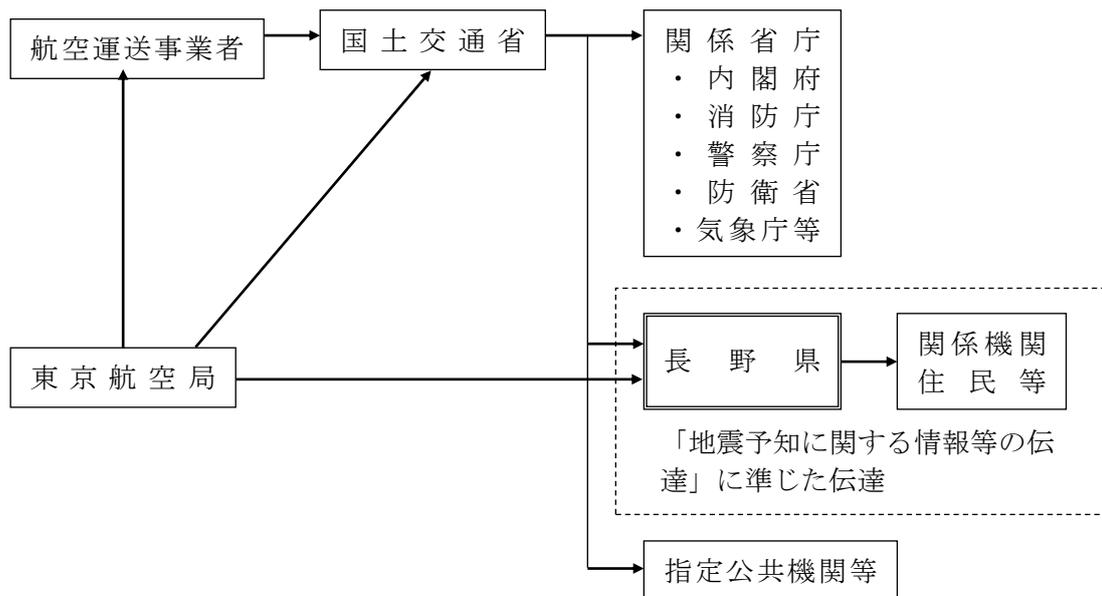
(6) 情報伝達活動

ア 地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

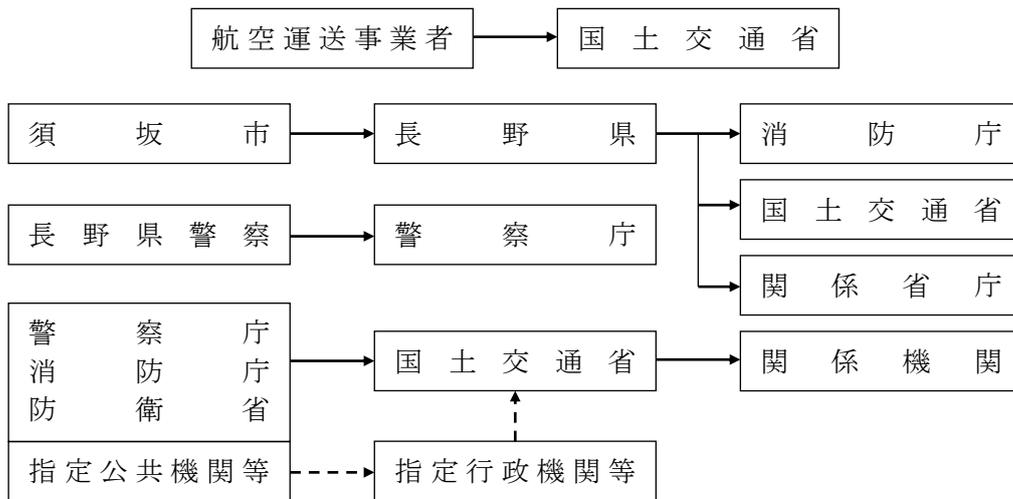
イ 航空災害について、第2編第2章第27節「災害広報活動」に定めるところにより、住民に対する広報活動を実施する。

航空災害における連絡体制

(1) 航空事故情報等の連絡

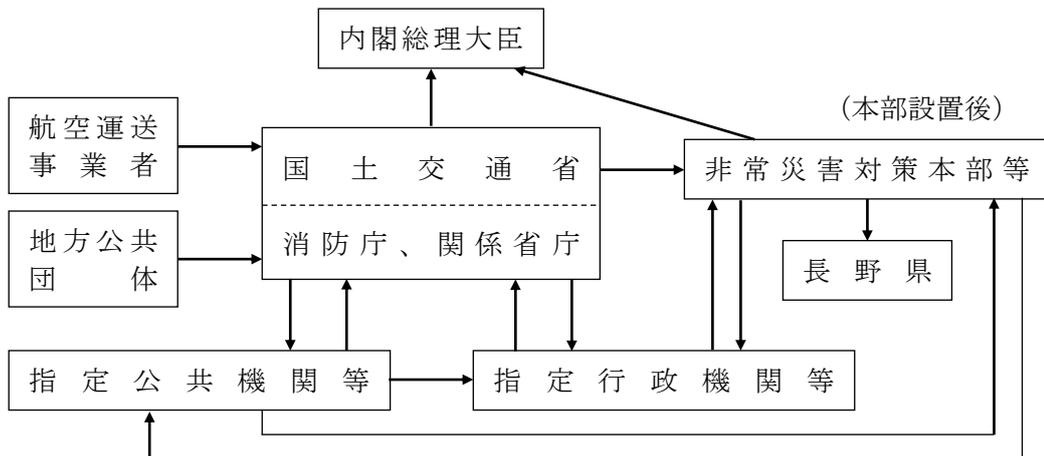


(2) 航空事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

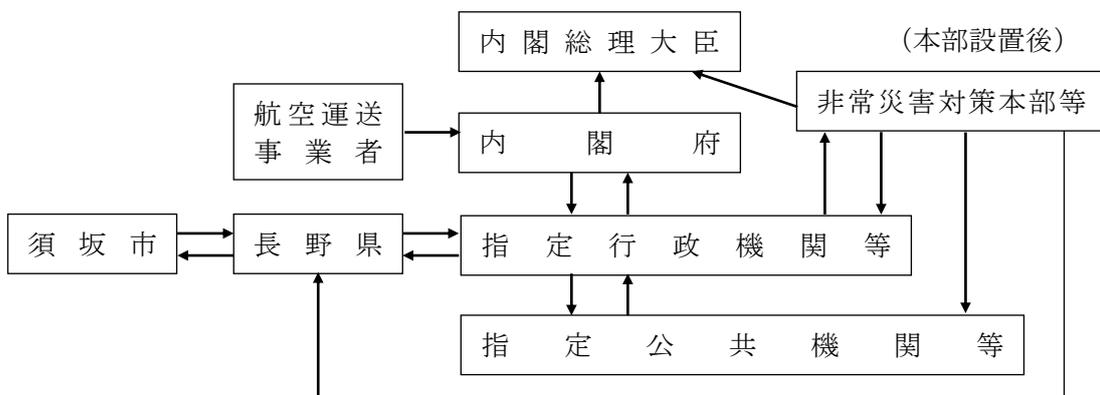


大規模な場合（-->は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。